

香取市テレビ共同受信施設修繕事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地上デジタルテレビ放送の難視聴を解消するために市内に整備した共同受信施設（以下「共聴施設」という。）を維持管理する共聴組合に対して、当該共聴施設の突発的な修繕等における住民負担の軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、香取市補助金等交付規則（平成18年香取市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「共聴組合」とは、共聴施設の維持管理を行うため、地域住民により組織された非営利の団体をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、共聴施設を所有し、かつ、共聴組合を構成する組合員から組合費等により維持管理に要する費用を徴している共聴組合とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自然災害により破損した共聴施設の修繕に要する経費（以下「修繕経費」という。）

(2) 共聴施設を架設している電柱等について、次の各号に掲げる事由により移設する必要がある場合の当該共聴施設の移設に要する経費（以下「移設経費」という。）

ア 電柱等の管理者が原因者となり移設する場合

イ 公共事業により移設する場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、共聴施設の突発的な修繕等に要する経費で、市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する経費について、保険金等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に

定める額とする。

(1) 修繕経費 修繕経費から当該共聴組合に加入している世帯数に1万円を乗じて得た額を差し引いた額

(2) 移設経費 全額

2 前条第3号に規定する経費に対する補助金の額は、市長が認める額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、香取市テレビ共同受信施設修繕事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 必要となる経費の見積書の写し

(2) 付近の見取図

(3) 設計の概要図

(4) 共聴組合の構成員名簿、組合費等による維持管理に要する費用を徴していることがわかる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により補助金を交付すべきものと決定したときは、速やかに香取市テレビ共同受信施設修繕事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請をした共聴組合に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、香取市テレビ共同受信施設修繕事業補助金実績報告書（別記第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書又は契約書に準ずるものの写し

(2) 要した経費を証する請求書又は領収書の写し

(3) 事業に関する写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、香取市テレビ共同受信施設修繕事業補助金額確定通知書（別記第4号様式）により、当該報告をした共聴組合に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、香取市テレビ共同受信施設修繕事業補助金交付請求書（別記第5号様式）により、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた共聴組合に対し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。